

国富町 LINE 情報発信・施設予約機能開発及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

1 概要

(1) 業務の名称

国富町 LINE 情報発信・施設予約機能開発及び運用保守業務委託

(2) 業務の目的

国富町公式 LINE を通じた情報発信や公共施設の予約機能を開発し導入することにより、町民の利便性向上に繋がるデジタル化の推進を図る。

(3) 業務の内容

別紙「国富町 LINE 情報発信・施設予約機能開発及び運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 履行期間

（導入業務）契約日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（運用保守期間）令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(5) 提案上限額

5, 918, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（導入費用：4, 466, 000 円、使用料：月額 242, 000 円）使用料に運用/保守・サポート料を含み算出すること。

2 参加者（応募者）の資格要件

参加者（応募者）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 国富町の入札参加資格を有すること。ただし、参加申請書提出日までに国富町の入札参加資格の取得が間に合わない場合は、技術提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、国富町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴

力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

- (5) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

3 プロポーザルの日程

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和6年12月25日 |
| (2) 質問及び参加表明書の提出 | 令和7年1月9日午後5時まで(必着) |
| (3) 質問の回答 | 令和7年1月15日 |
| (4) 参加業者決定 | 令和7年1月20日の週 |
| (5) 企画提案書の提出 | 令和7年1月24日午後5時まで(必着) |
| (6) プロポーザルの実施 | 令和7年1月下旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年1月下旬 |

4 参加手続

(1) 募集方法

実施要領・仕様書等について、印刷物での配布は行わないので、町のホームページ (<http://www.town.kunitomi.miyazaki.jp>) からダウンロードすること。

(2) 応募条件

ア 応募要件

- A 応募者は、グループ構成も可とし構成員は日本国内の事業者とする。
- B 応募者する際は、代表事業者を定め、代表事業者が本町との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- C グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- D 1 グループの構成員は、ほかのグループの構成員となることができない。

イ 応募者の業務分担

応募者は、グループ構成の場合は適切に業務を分担し、別記仕様書に定める業務を行うこととする。

(3) 参加申請

参加申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、令和7年1月9日（木）午後5時まで（必着）にメール、郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(4) 質疑

本業務に関し質疑がある場合は、質疑書（別記様式第2号）を提出することができる。質疑書は、令和7年1月9日（木）午後5時まで（必着）に後記問い合わせ先までFAX、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。

質疑の回答は、参加表明をした者全員に電子メール等により令和7年1月15日（水）午後5時までに行う。

5 企画提案書の作成、提出等

(1) 企画提案書は「技術提案書作成要領」（別記1）を参照の上、一括してメール、持参又は郵送により、1部（正副の区別なし）提出するものとし、分割提出は認めない。

(2) 提出方法等

ア 提出期限：令和7年1月24日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所：国富町役場企画政策課企画政策係

ウ 提出方法：メール、持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

6 審査方法

本町が設置する「国富町LINE情報発信・施設予約機能開発及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）が審査を行い、総合得点の順位により候補者及び次点者を選定する。

審査基準（別記2-1）及び審査基準詳細表（別記2-2）に基づき各選考委員の技術点80点で、選考委員の技術点の平均点数に、見積点を加算した点数を評価点数とする。

(1) 審査

ア 「審査基準」（別記2）に基づき、提出された技術提案書の内容を審査する。

イ プレゼンテーション

審査については、WEB会議システム（ZOOM）を用いてのオンライン又は対面により実施する。ZOOMの場合は画面共有機能により、動画を再生し、その後質疑を行う。ZOOMで行う際、紙の説明資料があれば事前にデータ又は両面印刷で30ページ以上ある場合は、郵送で届けること。

ウ 説明

プレゼンテーションにより提案内容の説明を行う。

構成は、技術提案書の順とすること（30分以内）。

エ 質疑

説明終了後、委員会の委員が説明者に対して質疑を行う（15分以内）。

オ その他

説明者は5人以内とし、原則として技術提案書に記載された統括責任者を含むこと。

(2) 補足事項

総得点が同点の場合は、機能要件と操作性の点数の合計が高いほうとする。さらにその点数も同点の場合は審査委員会の合議により決定するものとする。

応募者が1者の場合については、審査を行い特定基準点以上の評価を得た場合に限り、改めて提案募集は行わず、当該事業者を随意契約特定候補者とする。

7 審査結果の通知

最終審査結果は、書面にて導入候補者としての選定の有無を記載し通知を発送する。

8 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び技術提案書の内容により提出された見積書記載額を上限として契約を行う。ただし、特定後契約締結前に仕様の調整等、契約内容について協議を行う。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

その他

技術提案書の提出後、提案者が2(1)～(5)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要綱等に違反したときは、

当該提案者の提案は、無効とする。技術提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。また、国富町情報公開条例（平成14年国富町条例第8号）の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

本業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とするため、翌年度以降の予算が減額され、若しくは削除され、又は成立しなかったときは契約を解除することができる条項（解除条項）を契約書中に設定する。

10 提出先・問い合わせ先

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地

宮崎県国富町企画政策課企画政策係

電話 0985-75-3126

ファクシミリ 0985-75-7903

電子メール kikaku@town.kunitomi.miyazaki.jp

担当：山田